

# ○東京電機大学動物実験管理運用委員会規程

( 規4 第91号 )

(目的)

**第1条** 東京電機大学動物実験等実施規程第5条に基づき、東京電機大学動物実験管理運用委員会(以下「委員会」という。)を置く。

**第2条** 委員会は、学長が委嘱した次の者をもって構成する。

- (1) 動物実験に関わっている本学教員 5名
- (2) 総務部長、管財部長、学長室長、研究推進社会連携センター副センター長の内1名、各学部事務部長
- (3) 学外者の動物実験専門家 2名以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前項第2号の委員の任期は在任期間とする。

(委員会の審議等)

**第3条** 学長は、前条第1項第1号の委員の中から、委員長を委嘱する。

2 委員長は会務を総括し、委員会を招集する。また委員長は議長となる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ審議を行い、議決することはできない。

4 委員会の議決は、委員総数の過半数の賛成を必要とする。

5 委員長は、必要ある場合には、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(委員会の任務)

**第4条** 委員会は、次の事項を審議または調査し、学長に報告または助言するものとする。

- (1) 動物実験計画が東京電機大学動物実験等実施規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること
- (6) 動物実験等に係る情報公開に関すること
- (7) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(審議結果)

**第5条** 前条各号に定める事項を審議し、必要に応じ、各学部教授会及び研究企画推進会議の議を経なければならない。

(教育訓練)

**第6条** 第4条第1項第4号に基づき、委員会は、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者及び実験動物管理者に対して次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を行うものとする。

- (1) 関連法令、条例、指針等、本学の定める規程等に関する事項
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項

(5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

(自己点検・評価)

第7条 第4条第1項第5号に基づき、委員会は動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価について、その結果を学長に報告しなければならない。

(委員会事務局)

第8条 委員会事務局は、研究推進社会連携センター、学長室とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究企画推進会議の議を経て、学長が決定する。

付 則(平成5年3月17日決定)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成13年7月10日決定)

この改正は、平成13年4月1日から施行する。(第2条、第5条、第6条、第7条)

付 則(平成15年3月18日決定)

この改正は、平成15年4月1日から施行する。(第2条、第6条)

付 則(平成18年5月30日決定)

この改正は、平成18年5月1日から施行する。(第5条、第7条)

付 則(平成19年3月13日決定)

この改正は、平成19年4月1日から施行する。(第2条)

付 則(平成23年12月20日決定)

この改正は、平成23年12月20日から施行する。(第3号規程から第4号規程へ区分変更、第1条から第4条まで一部改正、第6条と第7条を追加し以下条数を繰り下げ、第8条、第9条を一部改正)

付 則(平成24年9月25日決定)

この改正は、平成24年10月1日から施行する。(第2条、第8条)